

児童手当所得上限限度額超過者の方へ

令和4年10月支給分より、主たる生計中心者（児童を養育している方のうち所得の高い方）の所得額が所得上限限度額を超過していた場合、児童手当等の支給はされません。

翌年度以降、主たる生計中心者の住民税における所得額が所得上限額未満（下表太枠内）だった場合、あらためて認定請求書等の提出を行っていただく必要があります。該当すると思われる方は、市町村民税課税通知を受け取った翌日から15日以内に子育て支援課にて認定申請の手続きをお願いします（役場から認定申請に関する案内はありません）。

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1040	1048	1276

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

○認定申請手続きに必要なもの

- ・通帳またはキャッシュカード（主たる生計中心者 名義）
- ・健康保険証またはその写し（主たる生計中心者 分）
- ・個人番号カードなどの個人番号確認書類（主たる生計中心者 及び 配偶者分）

お問合せ先 大治町役場福祉部子育て支援課 電話 052-444-2711